

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則	
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課）	6
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（税務課）	6
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	6
公 告	
○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の令和5年度決算の要旨 ……………（市町村課）	7
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	12

規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年7月5日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第57号
北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。
第3条の5中「年0.60パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。
第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。
（電子メールによる提出）

第20条 この規則により知事に提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。
附則第5項中「年0.60パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第348号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年7月5日
北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
道税総合情報処理システムに係るパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たり
の単価） 417台分
- 落札を決定した日
令和6年6月19日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 FLCS株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 落札金額
607,090円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和6年5月7日付け北海道告示第240-2号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第349号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（なかふ中央地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和6年7月8日から20日間、一

般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

公 告

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和5年度の決算について登載依頼があった。

令和6年7月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永 哲 雄

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
22	129	15	103	269

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
22	129	15	103	269

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一般組合員	短期組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第3号厚生年金被保険者
組合員数（人）		36,558	13,898	155	5,013	6	68	11	6	862	56,577	41,635
標準報酬の月額（百万円）	長期	13,109	－	100	1,855	3	－	7	2	－	15,076	15,022
	短期	13,503	2,539	117	1,855	5	16	8	－	234	18,277	
一人当たり標準報酬の月額(円)	長期	358,597	－	646,258	370,099	416,666	－	650,000	368,333	－	361,133	360,817
	短期	369,379	182,659	752,774	370,099	776,666	234,882	771,818	－	271,433	323,088	

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一般組合員	短期組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第3号厚生年金被保険者
組合員数（人）		36,558	13,898	155	5,013	6	68	11	6	862	56,577	41,635
標準報酬の月額（百万円）	長期	13,109	－	100	1,855	3	－	7	2	－	15,076	15,022
	短期	13,503	2,539	117	1,855	5	16	8	－	234	18,277	
一人当たり標準報酬の月額(円)	長期	358,597	－	646,258	370,099	416,666	－	650,000	368,333	－	361,133	360,817
	短期	369,379	182,659	752,774	370,099	776,666	234,882	771,818	－	271,433	323,088	

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	42	8	9	7	3	1	70

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	42	8	9	7	3	1	70

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	退 職 等 金 年 金	経 過 的 期 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負 担 金	15,129,488	32,151,918	1,766,112	267,027			462,780	482,112				
掛 金	15,427,340		1,766,093					474,097				
組 合 員 保 険 料		21,471,630										
施設収入・商品売上									1,180,762			
連 合 会 交 付 金							187,065				406	
利 息 及 び 配 当 金	2,607				38,360	9,355	6,112	5,446	324	1,488,209	1	62

その他の収入	1,147,400						442	3,897	88,992	10,345	58,776	8,593
他経理から繰入金							87,594					
前年度支払準備金	2,064,069											
前期損益修正益								796				
計	33,770,904	53,623,548	3,532,205	267,027	38,360	9,355	743,993	966,348	1,270,078	1,498,554	59,183	8,655
(支出)												
給付金	16,973,949											
役職員給与							255,684	52,109	68,538	39,436	13,033	6,842
旅費・事務費							55,882	5,099	2,706	12,020	1,746	1,310
商品仕入									5,308			
飲食材料費									132,844			
委託費							45,919	28,190	108,250	887	10,329	240
支払利息					38,360	9,355				1,036,013	38,359	
連合会払込金	361,593											
退職者給付拠出金	72											
前期高齢者納付金	3,788,717											
後期高齢者支援金	6,027,578											
病床転換支援金	10											
介護納付金	2,908,468											
負担金払込金		32,151,918	1,766,112	267,027								
掛金払込金			1,766,093									
組合員保険料払込金		21,471,630										
事務費負担金払込金							205,654					
他経理への繰入金	87,594											
その他支出	1,629,273						190,405	854,903	988,874	11,175	6,863	6,373
次年度支払準備金	2,682,052											
前期損益修正損	613							14,663				
計	34,459,919	53,623,548	3,532,205	267,027	38,360	9,355	753,544	954,964	1,306,520	1,099,531	70,330	14,765
差引当期利益	△ 741,158	0	0	0	0	0	△ 9,551	11,384	△ 36,442	399,023	△ 11,147	△ 6,110
(損失)金	52,143											

※短期の差引当期利益（損失）金は上欄は短期分、下欄は介護分に係る差引当期利益（損失）金である。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保 險	退 職 等 年 金	経 過 的 経 長	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
----	----	-------------	--------------	--------------	----------------	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(資産)												
流動資産	5,633,339	2,792,302	223,530	1,495	73,251	4,244	1,243,914	1,023,787	999,162	2,050,471	51,678	464,492
固定資産					3,681,000	8,036,883	5,254	77	2,024,817	109,839,418	4,503,517	
繰延資産							4,033	5,676	14,184		1,150	575
計	5,633,339	2,792,302	223,530	1,495	3,754,251	8,041,127	1,253,201	1,029,540	3,038,163	111,889,889	4,556,345	465,067
(負債)												
流動負債	85,450	2,792,302	223,530	1,495			23,909	74,843	94,777	103,018,332	259	804
固定負債	2,682,052				3,754,251	8,041,127	349,960	64,774	122,862	66,501	3,724,520	6,947
剰余金又は欠損金	2,865,837						879,332	889,923	2,820,524	8,805,056	831,566	457,316
計	5,633,339	2,792,302	223,530	1,495	3,754,251	8,041,127	1,253,201	1,029,540	3,038,163	111,889,889	4,556,345	465,067

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月19日

北海道都市職員共済組合理事長 米 沢 則 寿

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合 計
12	13	25

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一般組合員	短期組合員	市長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)		14,922	5,957	12	1,870	5	38	0	342	23,146	16,759
標準報酬月額(百万円)	長期	5,635		8	711	3		0		6,357	6,340
	短期	5,881	998	11	711	3	8		86	7,698	
1人当たり標準報酬月額(円)	長期	377,621		632,500	380,476	522,000		0		378,164	378,341
	短期	394,104	167,499	884,167	380,476	690,000	221,421		251,047	332,603	

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	20	8	7	8	0	43

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(収入)												
負担金	7,222,703	13,576,961	738,073	115,742			191,274	340,658				
掛金	6,566,532	8,984,148	738,039					337,114				
施設収入・商品売上									330,329			
連合会交付金							82,233	1,980			129	

利息及び配当金	11				17,930	27,888	9,302	5,058	7,741	799,079	1	1
その他収入	1,454,500						411		61,105		22,364	
他経理から繰入金							36,082		81,980			
前年度支払準備金	928,837											
計	16,172,583	22,561,109	1,476,112	115,742	17,930	27,888	319,302	684,810	481,155	799,079	22,494	1
(支出)												
給付金	7,733,695											
役職員給与							133,895	59,910	49,476	54,515		
旅費・事務費							24,468	2,566	859	990	544	
商品仕入									4,631			
飲食材料費									38,103			
委託費							13,950	6,528	8,771	3,280		
支払利息					17,930	27,888				510,343	17,929	
連合会払込金	150,567											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	30											
前期高齢者納付金	1,993,404											
後期高齢者支援金	2,529,018											
介護納付金	1,264,107											
負担金払込金		13,576,961	738,073	115,742								
掛金払込金		8,984,148	738,039									
事務費負担金払込金							85,482					
他経理へ繰入金	36,082							81,980				
その他の支出	677,357						66,174	521,832	392,507	34,266	3,026	
次年度支払準備金	1,211,903											
計	15,596,163	22,561,109	1,476,112	115,742	17,930	27,888	323,969	672,816	494,347	603,394	21,499	0
差引当期利益金	576,420	0	0	0	0	0	△ 4,667	11,994	△ 13,192	195,685	995	1

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)												
流動資産	2,413,798	1,172,784	93,626	629	68,325	280,848	600,988	565,613	483,258	3,637,997	88,465	9,891
固定資産					1,763,894	3,060,157	2,167	1	1,401,023	53,210,269	1,782,213	
計	2,413,798	1,172,784	93,626	629	1,832,219	3,341,005	603,155	565,614	1,884,281	56,848,266	1,870,678	9,891
(負債)												

流 動 負 債	511,545	1,172,784	93,626	629			12,988	43,837	33,270	52,186,379		
固 定 負 債	1,211,903				1,832,219	3,341,005	167,088	45,654	76,941	79,644	1,817,490	
剰 余 金	690,350						423,079	476,123	1,774,070	4,582,243	53,188	9,891
計	2,413,798	1,172,784	93,626	629	1,832,219	3,341,005	603,155	565,614	1,884,281	56,848,266	1,870,678	9,891

総合振興局告示及び振興局告示						大気中放射能濃度測定機器 4台					
北海道留萌振興局告示第1006号						2 落札を決定した日					
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。						令和6年6月18日					
令和6年7月5日						3 落札者の氏名及び住所					
北海道留萌振興局長 上 原 和 信						(1) 氏 名 アロカ株式会社					
						(2) 住 所 東京都武蔵野市中町1丁目20番8号					
1 落札に係る物品等の名称及び数量						4 落札金額					
乗用自動車の賃貸借（1月当たりの単価） 一式 1台						1,188万円					
2 落札を決定した日						5 契約の相手方を決定した手続					
令和6年6月27日						一般競争入札					
3 落札者の氏名及び住所						6 一般競争入札の公告					
(1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース旭川						令和6年5月7日付け北海道原子力環境センター告示第23号					
(2) 住 所 旭川市物流団地1条1丁目1番27号						7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地					
4 落札金額						(1) 名 称 北海道原子力環境センター分析課					
59,500円						(2) 所在地 岩内郡共和町宮丘261番地1					
5 契約の相手方を決定した手続											
一般競争入札											
6 一般競争入札の公告											
令和6年5月17日付北海道留萌振興局告示第1003号											
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地											
(1) 名 称 北海道留萌振興局森林室管理課											
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2											

道原子力環境センター告示						道 教 育 庁 教 育 局 告 示					
北海道原子力環境センター告示第26号						北海道教育庁留萌教育局告示第23号					
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。						次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。					
令和6年7月5日						令和6年7月5日					
北海道原子力環境センター所長 池 谷 佳 久						北海道教育庁留萌教育局長 大 畑 明 美					
1 落札に係る物品等の名称及び数量						1 落札に係る物品等の名称及び数量					
						留萌管内道立学校で使用する高圧電力					
2 落札を決定した日						2 落札を決定した日					
令和6年5月28日						令和6年5月28日					
3 落札者の氏名及び住所						3 落札者の氏名及び住所					
(1) 氏 名 北海道電力株式会社						(1) 氏 名 北海道電力株式会社					
(2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地						(2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地					
4 落札金額						4 落札金額					

基本料金 1,007.53円 年間予定使用電力量 4,044.0kW 電力量料金 23.29円 年間予定使用電力量 842,447.0kWh 入札総価格23,083,873円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年4月16日付け北海道教育庁留萌教育局告示第22号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地	るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和6年7月5日（金）から同年8月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
道 警 察 本 部 告 示	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
北海道警察本部告示第428号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年7月5日 北海道警察本部長 伊 藤 泰 充 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 書き切り型記録媒体 5,150枚 イ 書き切り型記録媒体 51,160枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 令和6年10月31日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め	4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 令和6年8月19日（月）午後1時40分（送付による場合は、同月16日（金）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道警察のホームページ（https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Write-on media (made by PGS 1GB SD-SDWRM-001G-J-P, equivalent product acceptable), 5,150 pieces
- b Write-on media (made by KIOXIA Write Once 2GB SD-K02GCW1, equivalent product acceptable), 51,160 pieces

B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., August 19, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 16, 2024)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
